平成２５年（フ）第１１０８５号
東京都足立区東保木間１丁目７－７－101
債務者　千代田和茂
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７４５号
横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ201
債務者　田中佳奈子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４８号
岡山市北区津島西坂３丁目１番29号東
債務者　宮本佐枝子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４９号
岡山市北区津島西坂３丁目１番29号東
債務者　宮本　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
北海道帯広市西21条南２丁目11番７号
債務者　柴田　千晴
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
長野県小諸市乙482番地11
債務者　小平　繁男
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３５号
長野県小諸市乙482番地11
債務者　小平　末子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４９号
長野県小諸市大字柏木327番地１
債務者　中山　博享
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４６０号
岡山市北区今岡624番地
債務者　槌田　道子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
岡山県倉敷市児島阿津２－１－44－２Ｆ、住民票上の住所岡山県倉敷市児島小川10丁目６番７－４号
債務者　黒山　昭子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０１号
岡山市北区番町２丁目13番31－１号
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時40分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０４１号
東京都江東区北砂４丁目33－16－502
債務者　佐藤　定徳
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目28番13号
債務者　比嘉　　修
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８０号
広島県福山市草戸町３丁目６番19号　201
債務者　渡子　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６８７号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目２番地の８　クレセール湘南204号室
債務者　飯田フミ子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５９５号
大阪市東住吉区矢田３丁目10番５号
債務者　伊藤　朋恵
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部